

## 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市江南区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成20年11月28日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	網川原楚川線2号	新潟市中央区親松字樋先208番1地先から 新潟市江南区太右エ門新田字前田105番6 地先まで	平成20年11月28日